

平成30年度第3回陸前高田市景観審議会議事録

1 日時 平成30年12月12日(水)

午後 2時58分 開議

午後 4時36分 散会

2 場所 陸前高田市役所4号棟第6会議室

3 議事

議案第1号 陸前高田市景観計画の改正について

4 出席委員(8人)

会長 平野 勝也 委員 浅沼 ミキ子 委員 伊東 亜希子

委員 菊池 満夫 委員 三浦 まり江 委員 三宅 諭

委員 武藤 徹 委員 箱石 貴文

5 説明のために出席した者

建設部長兼都市計画課長 阿部 勝 都市計画課計画係長 永山 悟

6 職務のために出席した職員

建設部都市計画課

課長補佐兼下水道係長 山口 透 主任 若林 謙一郎

主任 佐藤 恵子 主事 志田 一朗 主事 田畑 晶子

主事 長崎 翔太

7 審議会の概要

午後2時58分 開議

(1) 開会

○事務局(阿部部長)

本日は12月の中旬お忙しいところ、また足元の悪いところをご参加いただきまして本当にありがとうございます。定刻少し前でございますが、定刻時に出席予定のみなさんいらっしゃいますので、只今から、平成30年度第3回陸前高田市景観審議会を開会させていただきます。私は、都市計画課長の阿部でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。開会にあたりまして、岡本副市長からご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○岡本副市長

副市長の岡本でございます。今日は久しぶりに雪の積もったところで皆様にお越し頂き

まして、ありがとうございます。6月から運用させていただいております景観計画につきましては市民、そして関係の業者の皆さんのご協力をいただいたこともあって、順調に運用できているという状況かと思えます。今のところ、大きな問題は発生せずに、苦情も特になく運用できているかなと思っております。ただ、作ったときから認識をしていたころではありますけれども、屋外広告物については、同じ市に複数の条例があるという状況がありまして、それについて一本化が必要であると認識をしていたところでした。また、実効性のある計画にしていくためには、規制や指導をきちんとできるような体制も必要かなと思っております。今回の修正によって、市としてもそういうことをできるようにしたいと考えているところでございます。前回のご意見も踏まえて、より良い景観形成のかたちにしていきたいと思っておりますので、どうぞ、忌憚りの無いご意見を含めて議論のほどをよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○事務局（阿部部長）

それでは、副市長は公務のため、ここで退席させていただきますので、宜しくお願ひいたします。

（岡本副市長、退席）

それでは資料の確認をお願いいたします。お手元に配布をしておりますが、次第、配席図、資料1といたしまして「陸前高田市景観計画の改正及び陸前高田市屋外広告物条例の策定について」、資料2といたしまして「陸前高田市景観計画（改正素案）」となっております。また、参考資料1ということで、「陸前高田市景観計画概要版」をお配りしております。でございますでしょうか。

続きまして、本日の市側の出席者を紹介させていただきます。都市計画課、山口補佐でございます。同じく、永山係長でございます。そのほか、都市計画課の職員と、業務を委託しているコンサルタントの職員も出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から会議の成立について、ご報告いたします。本日は、8名の委員のうち現在は6名のご出席を頂いております。そのほか2名の委員は若干遅れるというご連絡を戴いております。ですので、陸前高田市景観条例、第28条第2項の規定により、本審議会が成立していることを報告いたします。また、本会議につきましては、議事録を作成いたしますので、議事録の署名委員は、本日、伊東委員にお願いをしたいと思います。宜しくお願ひいたします。また議事録を作成する都合上、録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

説明は以上となります。これからの議事の運営につきましては、平野会長にお願いいた

します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 議事

○平野会長

足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。今日は、前回の景観計画を作った際の審議で、積み残しの提案がいくつかございました。それについて早速改正という形で対応してはどうかということが提案されておりますので、皆さん、しっかりと内容を見ていただいて、議論いただければと思います。それでは、平成30年度第3回陸前高田市景観審議会の審議を始めたいと思います。

【審議】

議案第1号 陸前高田市景観計画の改正について

○平野会長

次第に従いまして、「3 議事」、議案第1号「陸前高田市景観計画の改正について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（永山係長）

それでは、資料の説明は都市計画課の永山から差し上げます。座って失礼いたします。まず資料の1、陸前高田市景観計画の改正及び陸前高田市屋外広告物条例の制定について、という資料をご覧ください。めくっていただきまして、「はじめに」でございます。こちらの資料で、まずは、概要についてご説明させていただきます。当市は平成30年4月に景観行政団体に移行し、同年6月からは陸前高田市景観計画の運用を行っていますが、この度、復興祈念公園周辺地区等における景観形成をよりよく進めていくため、また、複数の基準が存在していた屋外広告物の規制について、より分かりやすい仕組みとするために、以下のように景観計画の改正等を行います。

3つあげておりますが、復興祈念公園周辺地区及び今泉中心地区に景観地区というものを導入する、2つめ、陸前高田市屋外広告物条例を制定する、3つめ、重点景観地域に高田まちなか地区を追加する、ということです。

下に施策の体系イメージということで表をつけております。左側が現行のものですが、地区区分として、重点景観地域には復興祈念公園周辺、今泉中心、幹線道路沿道というものがございました。そして、一般景観地域というものもございました。それぞれ対

象として、建築物や工作物については市の景観計画で景観の誘導と規制を行っております。屋外広告物に関しては、景観計画や地区計画、県の屋外広告物条例ということで複数のルールが存在していた状態でしたが、右側が今回の改正後になってございまして、まずは、①で復興祈念公園周辺地区と今泉中心地区に景観地区を導入したい、屋外広告物について、全地域において市の条例をつくりたい、そして、全体を一体的にやるために、高田まちなか地区というものを重点景観地域に設けたいというところがございます。それぞれの内容はまた後ほど説明いたします。

下に④その他とありますが、それ以外に新たに景観重要公共施設という仕組みを導入したいと考えておりますし、また、景観計画の改正に関連し、都市計画として、景観地区及び特定用途制限地域というものを指定したり、高田地区地区計画の変更を行う予定としております。

次のページが区域図の市の全域のものになっております。高田まちなか地区というものが中心市街地部分に加わっています。めくっていただきまして、3ページが市街地部分を抜粋したのになっていますが、こちらについても、まちなか地区が加わったものになっています。

4ページをご覧ください。変更①「復興祈念公園周辺地区」「今泉中心地区」に景観地区を導入、です。まず、景観地区とは、というところですが、都市計画法に基づく仕組みになってございまして、景観地区とは、市街地の良好な景観の形成、保全を目的として定めるものです。景観地区を定めることで、建築確認申請との連動や、工事の施工停止命令が可能となるなど、より強力にといいますか、景観形成を進めることができるものでございます。

導入の目的ですけれども、復興祈念公園と調和した景観形成が求められる復興祈念公園周辺地区と、歴史・文化をいかしたまちづくりが求められている今泉中心地区において、景観の基準に適合しないものへの規制力をより高めたいと、ルールを守るようにというところで景観地区を導入するものです。

対象区域は、復興祈念公園周辺地区と、今泉中心地区になります。

主な変更点、効果としては、下のイメージとあわせてご説明いたしますが、1つめ、建物の高さや壁面の位置については、建築確認申請の要件となります。というところで、下の図を見ていただいて、現行と書いてある黒い枠の上に手続きの流れとありますが、もともとは景観計画に基づいて事前相談したのちに届出を着手30日前にはしていただいてチェックしていたというところですが、下の変更後というところを見ていただきまし

て、今回、普通に建物を建てる時は建築確認申請が必要ですが、高さや壁面の位置については、上の手続きの流れというところで、建築確認申請の中でも確認いただくというふうなものになります。それが1つめでございます。

また、上のところに戻っていただきまして、2つめ、建築物の建設等を行う際は、市長の認定を受けてから着工が可能となりますとありますが、また、下のイメージで言いますと、上は手続きの流れが先程同じようなところでしたけれども、下の変更後、赤いところですが、2段目の形態意匠の認定の手続きというところで手続きの流れとありますが、事前相談したのち、まずは認定申請、届出のような形で認定申請というものをさせていただきます。そして、こちらから認定しますよというふうなお返しをしてから初めて着工できるというふうな仕組みになります。

また、上に戻っていただきまして、3つめ、無届けの場合や基準に適合しない場合、施工停止命令等の措置がとられます、というところで、一番下の適合しないものへの措置がありますけれども、今回景観地区というものを導入することによって、例えば違反したものを工事していたというふうなものがあったら、施工停止の命令ができるなどの措置がとられます。その後、罰則等も発生してまいります。なお、今回、認定申請の対象となる行為や、景観の規制の基準、例えば高さがこれくらいだとか色がこういう基準というのをこれまで説明してきておりましたけれども、それらの内容自体は基本的には変更はございません。

次のページをお開きください。変更②陸前高田市屋外広告物条例を制定、です。

屋外広告物条例とは、屋外広告物法というものに基づいて、良好な景観の形成や維持のために屋外に表示される看板や広告について、必要な規制の基準を定めるものでございます。

制定の目的ですが、先程の説明の通りですが、市では、今、県の屋外広告物条例、市の景観計画、地区計画の3つの基準が存在していることから、新たに市の条例を制定して基準を統一し、分かりやすいものにするというところでございます。

対象区域は全域です。

主な変更点、効果ですが、岩手県への屋外広告物の許可申請が不要になり、陸前高田市への許可申請に一本化されます。屋外広告物について、景観計画や地区計画に基づく届出は、今後は不要になってまいります。米印で書いてありますが、先程と同様で、許可申請の対象となるもの、あるいは許可の基準については、基本的にはこれまでを引き継ぐような形にしております。重点景観地域については景観計画の基準を引き継ぎますし、

一般景観地域については県の条例を引き継ぐというような形になります。

下にイメージをつけております。現行としては県の条例とか市の計画にもとづく届出が必要だったのが変更後は一本化されます。下には手続きの流れをイメージで示しています。

次のページをご覧ください。変更③重点景観地域に「高田まちなか地区」を追加、です。

重点景観地域とは、本市の景観計画では市全域を対象区域としていますが、その中で特に重点的に景観形成に取り組む地域を重点景観地域としていて、復興祈念公園周辺地区や今泉中心地区を定めているところです。

追加の目的ですが、市の中心市街地では、これまで商工会さん等と議論して作成したまちなかデザインガイドライン等によって緩やかな景観づくりを行ってきたところですが、景観計画と屋外広告物条例が今回定められますが、それで一体的な景観形成を行うために、重点景観地域に新たに高田まちなか地区というものを追加いたします。

区域は、高田地区の地区計画におけるまちなか地区というところで、用途地域でいうと商業地域と近隣商業地域というところが定められている部分でございます。

主な変更点、効果ですが、これまで、ガイドラインに基づいて任意に色彩等の規制、誘導をしていたものが、景観計画に基づいて市に届出いただくこととなります。届出の対象になる行為と景観形成の基準は、下の表のとおりとなります。まず表1ですが、届出対象となる行為、建築物は、高さ10m、延べ床面積10㎡のいずれかを超えるもの、などです。下には景観形成の基準として、これまでガイドラインに載っていた内容を、そのまま景観計画に持ってきております。

つづきまして、7ページをお開きください。④その他ということで、景観重要公共施設の指定としております。なお、ここをその他としている理由は、これまでの変更①から③は、一般の市民の方が建物を建てられたりするときに制限、規制に関するものでしたけれども、この景観重要公共施設については、基本的には行政側の手続きの話になりますので、その他、としております。

景観重要公共施設とは、景観法に基づくものでございまして、道路、河川、公園などの公共施設も景観を構成する要素であることから、良好な景観の形成に重要となる公共施設を対象として、整備にあたって配慮すべき事項等を定めるものでございます。

指定の目的ですが、建築物や屋外広告物等の景観誘導と合わせて、公共施設も含めてやはり一体的に良好な景観形成を進めていくべき、といったところから、指定をしていくものでございます。

指定の方針ですが、こういったものを指定していくかというところですが、ア、

当計画区域内の良好な景観を形成する上で、骨格となる道路又は河川等であること。イ、復興のシンボルとなる空間を構成するなど、当市の景観にとって重要な公共施設であること、としております。

下に対象施設を表で示しております。右下に表がありますけれども、例えば川ですと気仙川や川原川、道路ですと45号や340号など、公園でいうと復興祈念公園や運動公園としております。基本的には祈念公園とその周辺で一体的に景観を形成するものを指定したいと考えておりますが、その上に赤い文字で書いておりますけれども、今、管理者さん方と協議中ございまして、引き続き協議が整い次第これに入れるということで、次の審議会までに協議を整えたものについては入れていくということになります。

次、8ページは、これまでもお示ししておりましたけれども、運用した際のまちのイメージを掲載しておりますので、お目通しいただければと思います。基本的には規制の内容は変わってございません。

9ページでございます。上段、参考で景観計画等に係る手続きと書いてありますけれども、これまでお示した通り、届出というものが認定等の手続きに変わる箇所が出てきていますので、お目通しいただければと思います。例えば、下の表を見ていただきますと、建築物、工作物については、復興祈念公園とか今泉中心は、届出でなく認定というものになったりします。屋外広告物については、全て許可申請となります。いずれ、基本的にこれまで通り届け出いただくのは変わりませんが、それが認定の申請とか許可の申請という行為の名前が変わるというもので、規制の強度は変わってまいります。

下側は、今後のスケジュールでございます。今日ご審議いただきまして、年明け1月8日から21日に都市計画案の縦覧ですとか、この景観計画の改正等に関するパブリックコメントを行います。そして、1月に景観審議会の2回目を行いまして、2月に都市計画審議会、3月に条例等に関して議会で議論いただきまして、最終的には7月に計画の改定や条例の施行というふうに記載の通りの手続きを進めていきたいと思っております。また、12月21日、22日に説明会も予定しています。まず、こちらの資料1に関する説明は以上でございます。

つづきまして、資料2、景観計画の改正素案について、ご説明いたします。資料2につきましては、資料1で説明した内容を具体的に計画に落とすとこのようなものになるというところを記載しておりまして、今の景観計画から修正しているところを赤字で表記しております。変更点をかいつまんでご説明させていただきます。

めくっていただきまして、目次でございます。第4章、景観形成のための制限、色々な

制限の内容が書いてある章でございますけれども、届出に加えて認定というものも出てきますので、そういった内容が加わっております。

第5章、屋外広告物の表示に関する行為の制限とありますけれども、今回屋外広告物条例というものが新たにできますので、その考え方、方針のようなものを説明するものを加えております。

第6章ですけれども、第3の景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針というものは、もともと第4章に入っていたものが、こちらに移ったというものだけでございます。第4、景観重要公共施設に関する事項というのも、先程、説明した通りここに加えるものでございます。

そして、資料編ということで、屋外広告物条例のあらましとありますが、具体的にどのような規制をするか、もともとの計画だと第4章に建築物等とあわせて掲載していたものを、屋外広告物だけ抽出して資料編として持ってきたというものになっております。

つづいて、5ページをお開きください。ここには、景観計画とは、景観計画の改正について、というところで、概要を説明したり、他の計画との関係を説明したりしておりますが、今の時点にあわせて、修正しているものになっております。

つづきまして、14ページ、15ページをお開き下さい。ここは、区域について説明している箇所ですけれども、高田まちなか地区を重点景観地域に加えてございます。また、14ページには景観地区の指定についても、重点景観地域の下に記載してございます。

つづいて、16、17、18ページと区域の図面がついてございますが、先程、説明した資料にもありましたけれども、今回のまちなか地区を加えたような図面に変更してございます。

22ページをお開きください。景観形成の方針ということで、各地区ごとに述べていたところがございますけれども、高田まちなか地区というところで、このような内容で景観形成をするという方針を加えてございます。

次のページをめくっていただきまして、第4章、良好な景観形成のための制限等でございますけれども、25ページに、もともと届出という行為で進めていたものに、2番、認定申請というところが加わっておりますので、その内容を加えております。

つづきまして、少し飛びまして34ページをご覧ください。ここは、景観形成基準というところで、具体的に高さや色などを規制していくルールを記載していくところですが、ここに高田まちなか地区というものが加わっておりますし、オレンジ色で塗っている部分は、復興祈念公園とか今泉中心というところが景観地区で規制されますということを示し

たものでございます。なお、こちらにももとは屋外広告物の話について記載しておりましたが、屋外広告物の記述は全て一番後ろの資料編に移行しております。

つづきまして、40、41ページをお開き下さい。こちらも、今と同様に高田まちなか地区が加わっております。また、復興祈念公園周辺と今泉中心地区について、41ページの中頃ですけれども、太陽光発電の記述を少し修正してございます。

つづきまして、51ページをお開き下さい。こちらは景観形成基準の運用方法などを示したところでございますけれども、3番というところで、先程の認定というものが加わった際にどういう手続きを進めてどのような罰則等が出てくるかというものを示したものでございます。

つづきまして、52、53ページをお開きください。こちらが、屋外広告物の表示に関する行為の制限と書いております。こちらは、計画自体には屋外広告物の規制の具体的な内容ではなく考え方のみを示すというようなものになってございますので、その考え方をそれぞれの区域ごとに53ページに書いてございますので、またお目通しいただければと思います。

つづきまして、59ページをお開き下さい。景観重要公共施設に関する事項を加えたところでございまして、指定の方針ですとか、施設の案を記載しております。60ページも同様です。61ページにそれぞれの施設でどのように気を付けるべきかというような内容を記載しております。基本的には大まかな考え方を示してございまして、上の四角の部分で少し説明いたしますけれども、それぞれの公共施設について、復興祈念公園に配慮した祈りの場としてふさわしい景観づくりに配慮する、ですとか、2点目飛ばして3点目をご覧ください。デザイン検討の際は、並行的にこの市の景観審議会においてデザイン案を提示し助言を受けることを原則とするというようなところを記載してございます。4番は公共施設に占用する際の許可の基準を書いてございますので、お目通しください。基本的に景観重要公共施設については、今回、復興祈念公園とあわせて皆さん留意して国道とか県道が整備されますが、その次の将来的に改修とかが出た際に、その良好な整備が担保されることを目的として整備するものになってございます。

最後に、62ページからは資料編として、屋外広告物条例のあらましというものを書いてございます。ここはももとの記述をそのまま後ろに持ってきているというものになっておりますけれども、63ページにはまず広告物の分類、65ページには禁止する広告物、禁止物件、広告を掲げることを禁止するというものを、基本的には県の内容をそのまま持ってきて記載してございます。そして、67ページ以降に具体的な許可基準というところ

で、前の計画では前のほうに景観形成基準として書いていたものを、こちらに集約して載せているというものでございますので、お目通しください。基本的には、繰り返しになりますけれども、重点景観地域の部分は、今の景観計画の内容を持ってきておりますし、それ以外の一般景観地域については、県の基準をそのまま準用していくというものでございます。80ページ、81ページにはこれまでの県の屋外広告物条例に定められておりました更新の期間ですとか手数料についてそのまま準用する形で記載してございます。

長くなりましたが、資料2、景観計画改正素案についても、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平野会長

ありがとうございます。中々中身はたくさんでございまして、改正等のポイントが4つございますので、基本、資料1をベースにしながらですね、4点についてひとつずつ審議していきたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、資料1の1ページ目にあります①②③④の順に1つずつ審議してまいりたいと思っております。まず①ですね。復興祈念公園周辺地区、今泉中心地区に景観地区を導入という改正点について、質問ですとかご意見ございましたら、いかがでしょうか。資料1ですと4ページになりますね。

私のほうからよろしいですか。建築確認申請との関係がよくわからなかったのですが、高さや壁面位置は確認申請対象で、意匠は確認申請の対象にしないんですか。景観法ではできると思うのですが。確認申請を下ろす要件で、景観法上の認定を受けていないと下ろせないのではないですか。

○事務局（永山係長）

ルールとして連動するということはできないですが、もちろん、事前に意見交換しておいて、認定のないものはお知らせくださいという、そのような話はできます。ということで、できるものは連動させたいという点です。

○平野会長

了解です。景観法を作るときにもうすこし頑張っておけばよかったですね。事前審査がきちんとできるようにしておけば良かったのですが、景観法そのものがそこまで踏み込めていないのですね。確認申請の段階で、数値基準が明解にあって機械的に処理できるものは盛り込めるということですね。

○事務局（阿部部長）

問題意識とすれば、駄目なんだけれども、駄目なのをわかっていて強烈に作ってしまう

たらどうするのかという議論が前からあってですね、それは確認申請でしっかり押さえておくべきだろうということになっています。

○平野会長

ご説明の中には届出が認定に変わるだけですよという話がありましたが、これ実は結構大きくて、意味は全然違いますよね。届け出るだけでいい話と、認めてもらわないと駄目という、大きくハードルを設けているということです。その分、変なものが建つことを止める効力が非常に強くなります。これを設定していると、書いてありますけれども、無視して変な建物を建てたときに、より強力な手段をとれるようになります。やめてくださいと行政的な命令を下すことができるようになります。今回条例に盛り込むかどうかはわかりませんが、法律としてはそれでも建ててしまったものを除却命令、要は壊しなさいという命令を出して、それにも従わない場合は行政代執行といって行政が壊すことまで一応法律でもできる規定になっていて、今回条例ではどこまで盛り込みますか。

○事務局（永山係長）

代執行まで行けるのも、基本的には高さや壁面位置だけで、形態意匠については、代執行までは行けなくて、命令と1年以下の懲役または50万円以下の罰金までとなります。

○平野会長

いずれにしても変な建物を建ててしまった方に罰則まできちんと設けられる。かなり強いことが運用できるようになります。入口部分で建てるときも認定をもらわないといけなく、そのルールを破って建ててしまったら色々な罰則が待っているという、今までの景観づくり頑張りましょうといった規定に対して、より強いものになるという変更でございます。いかがでございましょうか。ご意見をいただければ。

○箱石委員

認定の基準と建築基準法で規制される高さや壁面の基準がありますよね。認定の基準のほうにも全く同じ基準が入っているということなんですよね。基準法で高さや壁面だけ決めて、認定基準のほうには入っていないというわけではないですよ。

○事務局（永山係長）

そちらでも合わせて入れる予定です。

○箱石委員

ですので、代執行うんぬんというのは、認定基準の枠の中でやるということですよ。基準法の枠の中で代執行というわけではないですよ。ほとんどないとは思いますが、そ

こは漏れがないほうが良いなと思います。

○平野会長

景観法に基づく代執行も、実現例ってありますか。

○事務局（永山係長）

聞いたことはないです。

○平野会長

景観法でも建築基準法上でも、違反建築に対して強制的に壊すということが、一応法律上はできるのですが、実際なかなかそこまでやった事例というのは、私も聞いたことがありません。

○三宅委員

京都で1件だけ、お店をやっているところが問題になっていて、代執行するかどうかというのを聞いたことがあります。やったかどうかまでは確認していません。

○平野会長

いずれにしろその辺は行政側の判断ということで、現実的にはそこまで強いことをするというのはほぼ無いといえば無いのですが、実際にそのような違反建築が発生することでも極めて稀だと思いますので、ちょっと怖いといえば怖いのですが、抑止力になるくらいのイメージでいただければと思いますが。今回の場合は、景観法による除却まで入れているのか、それとも建築基準法による話か。

○事務局（永山係長）

代執行がどちらによるものなのか、確認します。

○平野会長

法的な部分は、公権力を行使するうえでは極めて慎重である必要があると思いますので、精査をお願いしたいと思います。他にございますか。今泉方面で菊池さんいかがですか。

○菊池委員

事前に説明を受けていましたので、大丈夫です。

○三宅委員

素案の中身をしっかり確認すればいいのかもしれませんが、景観地区での手続きですね、今2列並行になっていて、事前相談からかたや確認申請、認定申請とそれが普通の人にはわかりにくいかもしれないので、何かわかりやすいように、どうやったらいいのかイメージがつかないのですが、一本化できるのか、あるいは確認申請前には無理か。いずれにせよ、これから今泉に家を建てようという方が多いと思いますが、その方々にとって、2回

も行かなければいけないのかという話になりますし、確認申請はしたが、形態意匠で変更命令になってまたやり直しになってしまうという話になりかねないので、法の説明といたしますか、手続きの説明を丁寧にしていただいたほうが良いかなと思います。多くの人は最初に家を建てる時で、それ以外はそんなに気にしないかもしれませんが。その早く家を建てたいというときに2列並行に走らせなければいけないというのが少し気になります。

○平野会長

その通りだと思いますし、もう1点言いますと、どの段階まで進んでいたらこれに引かかるかという、経過措置というのですかね、7月に施行された段階で、例えば確認申請手続きが終わっているのであれば認定手続きがいらなくなるのか、どこまで進んでいけば認定手続きをしなければならぬのか、しなくても良いのか、その辺の間の部分が、施行にあたって面倒なことが起きそうなので、回答いただかなくてもいいですけども、きちんとした周知をしていただきたいというのが1つ。

もう1つは同様に、12月に説明会を開くという話でしたが、施行前後にできれば市民向けだけでなく、ハウスメーカーですとか建築士とか、事実上確認申請や設計をなさる方々への周知がものすごく重要です。平泉町の経験で言いますと、色々な規制がありますが、ハウスメーカーの方がよく平泉の景観計画をご存じなくて、全然駄目そうなものを上げてこられるケースが多くて苦勞しておりますので、実際に設計されるですとか確認申請を代行される方々にいかに情報を周知しきちんと守っていただくように協力をお願いするかということがすごく大事になりますので、市民向けとは別で構いませんので、決め打ちで、陸前高田で仕事をしておられるようなハウスメーカーですとか建築士の方々に集まっていたいて説明会を開くといった工夫もしていただければと思います。

○事務局（永山係長）

現行の景観計画でも、建設部会の人ですとか、屋外広告物の業者への周知をいったんは行っているのですが、もう一度その辺の周知はしっかり取り組みたいと思います。

○菊池委員

今泉中心地区は、来年の7月までには引き渡しになっていませんよね。

○平野会長

今泉が引渡し前に施行されるということですね。今泉で建物を建てようとする、景観地区の指定に基づいて建物を建てていただく必要があるということになりますね。そうすると施主さんへの周知もとても大事だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。景観を大事にする地区に景観地区を指定というのは賢明な

方向だと思しますので。ちなみに今泉地区の皆さんですとか、景観地区に移行する地元の方々とのお話はどういう状況になっていますか。

○事務局（永山係長）

今泉の中心地区に土地をお持ちの方などのまちづくり協議会がございまして、区画整理事業等の関連で議論をひと月ふた月に一回ぐらいしておりますが、そちらで説明させていただいて基本的には良いのではないかという回答をいただいております。

○平野会長

祈念公園周辺地区の地権者の方はいかがですか。

○事務局（阿部部長）

祈念公園周辺には、祈念公園そのものの国道45号から南側には基本民地はなく、北側についても市の運動公園や高田沖の農地をお持ちの方ということですね、宅地そのものがほとんどないという状況で、建てられるところには丁寧に説明する必要があると思います。

○平野会長

祈念公園の位置づけを考えると非常に重要な規制で、景観地区にして事前にきちんと歯止めをかけてご協力いただくというのはすごく大事な、陸前高田全体の価値を上げる上でも大事なことだと思いますので、あまりハレーションが起きないように上手に地権者説明のほうもお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。復興祈念公園周辺地区、今泉中心地区に景観地区を導入するということについては、いま議論になりましたように、周知ですとか、切り替えの部分のわかりやすさ、地権者のみではなく、地権者への丁寧な説明もしていただきたいと思いますが、建築士側ですね。設計者側にきちんと周知をいただいて、この手続きを踏まないとその両地区では建築物が建たないことを、そのルールの内容についても周知徹底のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは2つ目の議論に参りたいと思います。変更②ですね。陸前高田市屋外広告物条例を制定ということに関しまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。これについては先程説明がありましたように、景観計画と県の屋外広告物条例等々、あと市の地区計画もありましたね。複数関わってしまうのを、屋外広告物条例を制定することで一本化が可能であると、なので、手続き的な煩雑さと、行政的な複数の制約があるというのを避ける整理の一環ということで、規制内容そのものは今まで議論いただいてきた屋外広告物そのものを条例化するというお話だったと思います。いかがでございましょう。市民にとってはありがたい話ですね。

○事務局（阿部部長）

先日も、とある事業者の広告物の扱いも市と県の基準が異なるため、事業者さんが困られていたので、そのあたりも皆さんそのような考え方をお持ちかと思います。

○平野会長

ありがとうございます。よろしいですかね。タイミングとしては、もし、こういうところが厳しすぎた、緩すぎたという話があれば条例を作るので変えられなくもないのですが、今まで半年ほど運用をしてきて、事務局としてはあまり混乱がなかったという副市長の話もありましたが、どんな感じですか。

○事務局（阿部部長）

色々当初の案を持ってきていただいて、市の基準はこうなっていますというお話をする、皆さんそれはちゃんと修正していただけたし、ナショナルチェーンや全国展開している業者さんは景観対応色をお持ちなので、対応していただいているので、基本はうまくいっていると思います。

○平野会長

逆に緩すぎるみたいな話もないですか。

○事務局（永山係長）

特にありません。

○平野会長

であれば、このまま内容を変えずに、屋外広告物条例を制定して手続きの煩雑化を防ぐという方向性でよろしいと思いますが、いかがですか。

○菊池委員

前にも話しましたが、公共サインにはさまざま必要なものがあるので、それに弊害が出ないようにしていただきたいです。

○平野会長

公共サインといいますと。

○菊池委員

復興祈念公園や道の駅の誘導のサインですね。細かいものをいっぱい建てるのでなければ、小さすぎて観光客を誘導できないようなサインだけにはしてほしくない。

○平野会長

それについて補足的に申し上げますと、東北地方整備局のほうで主体となりまして、震災遺構への道路標識の共通化と設置を進められようとしておりまして、道路標識に関して

は、菊池委員が仰ったようなことが起こらないようにするには、④その他のところで、景観重要公共施設にして、なるべくサイン等を集約して設置することとかですね、そういう書き方をするとうまくいくのかなと思います。④のところで議論させていただければと思います。道路上に建てる標識の話になりますので、いわゆる屋外広告物法の屋外広告物ではなく、道路標識令に関係するところなので、景観重要公共施設のところでお話させていただければと思います。屋外広告物条例はよろしいですか。では、異議なしと認めます。

次に進みたいと思います。変更点の三番目、重点景観地域に高田まちなか地区を追加ということでございます。主旨がよくわからなかったのですが、これは、地区計画は残るのですか。

○事務局（永山係長）

地区計画自体はかさ上げの部分に全体的にかかっておりますので、残るものはあります。残るものの例として挙げると、今かさ上げして地盤面を上げてますけれども、そういうものを下げるとか、あるいは地震対策のために60センチ以上のブロック塀はだめといったものは引き続き残りますけれども、まちなか地区にかけていた屋外広告物の制限は地区計画からなくして、屋外広告物条例で一本化するということです。

○平野会長

高田まちなか地区は屋外広告物条例の枠組みとして必要になり、景観計画とは関係がない。

○事務局（永山係長）

両方ございまして、今の考え方ですと、屋外広告物条例に高田まちなか地区の屋外広告物の規制を移行します。その際に、屋外広告物条例上は、高田まちなか地区として、屋外広告物を規制するルールができます。屋外広告物条例にそういったものができるのにあわせて、これまで景観計画ではまちなか地区がなく、そのエリアはガイドラインで建物の色彩とかを誘導していましたが、今回、景観計画上にもまちなか地区を導入して景観計画上もまちなか地区はこういうルールでやりましょうというようにしたいと考えています。

○平野会長

地区計画にあった建物や工作物の形態意匠にかかわる項目を景観計画にまちなか地区として移行するという理解でいいですか。

○事務局（永山係長）

近いですが、地区計画に載っていたのは屋外広告物の記述だけでした。

○平野会長

ガイドラインの部分を景観計画に位置づけるということですね。結局そういうわかりづらかったのを分かりやすくするということですね。任意でやってきたものが建物が立ち上がってきましたので、皆さん協力のもと中々素敵な景観、色合いの建物が建ってきていますので、次に何か動くときに変なことが起こらないように、景観計画にもきちんとガイドラインという任意のものではなくて、法定の計画として位置づけていくという部分と、屋外広告物関係は地区計画に書いてあったものを屋外広告物条例に一本化する。地形の改変等々だけが地区計画に残って相変わらず規制を続けるということですね。どういう根拠でどういう規制をかけるかという整理、一番大きな点はガイドラインという任意のみんな協力していいまちを作っていきますというものを景観計画にスライドする。法定の計画ですので届出対象でしょうか。今まではガイドラインだから届け出る必要がなかったものが、届け出る必要が出てくる。

○事務局（阿部部長）

任意のお願いベースの基準だったのですけれど、そういうものから今回整理したということになります。

○平野会長

ということですので、新たに建てる場合は届け出が必要になる。まちなか地区は概ね建ってきましたからね。いまの景色を保全するというイメージで、これから再建される方の足かせになろうという気はないというものです。いかがでございましょう。この点、放っておいてもガイドラインで随分いい街並みになっていると私は思っていますので。皆さんで作上げた景観を守るためにスライドするという風に理解いただければ宜しいかと思えます。この点、三宅先生何かありますか。

○三宅委員

景観計画の中で高田まちなか地区として指定されるということは、この地域に出店される方にとってもすごく誇りになればいいのかなと思います。

○平野会長

規制されてめんどくさい地区というよりは、皆さんの努力が結実しているので、ある種誇りを持って、憧れの場所、この地域に建てられるのが憧れというような地区になっていると思います。

では、③の変更も異議なしと認めて、④について、その他、景観重要公共施設の指定ということで、これはまだ協議中で、今回、具体的話が明解には出ていませんが、これは先

程議論になりましたサインの話ですとか、以前、法面に公共的な「ようこそ陸前高田へ」などと市役所が道路法面に変な看板を立てるというのを、実は民間事業ではないので、景観法の普通のやり方だと規制できないところを、大体、道路の法面というのは、景観重要道路だったら整備方針が決まっていますので、そういうことが起きないように、行政が悪さを防ぐために必要なことだと理解しております。今のところ、資料1の7ページにある、各河川、道路、公園等々と協議をいただいているということで、協議が整えば、今回の改正の中で景観重要公共施設として入れていきたいというご説明だったと思います。非常に大事なことかと思いますが、いかがでございましょう。

私のほうからいいですか。1つめは、シンボルロードが入っているのですが、その先にある北幹線でしょうか、高台を抜けて半島のほうに行く重要な道になると思うので、これをぜひ入れていただけたらと思うのですが、これはまだ未整備ですか。

○事務局（阿部部長）

今、整備中です。工事を順次発注して施工中です。

○平野会長

そうすると、整備後の追加指定でも構わないと思うのですが、ぜひ北幹線も視野に入れていただけたらと思うのですが。

○事務局（阿部部長）

前回の計画のパブリックコメントでも、景観計画上の幹線道路沿道地区に今は祈念公園につながるということで国道と県道だけやっているのですけれど、それに対して、北幹線やシンボルロードも入れたらいいのではないかというパブリックコメントが出ていて、それは宿題にしていました。

○平野会長

今、景観重要公共施設の話をしていましたが、その前に、景観計画の地区区分の中で、幹線道路沿道地区というものがございまして。幹線道路沿道地区は、建物の形態意匠についても、屋外広告物についても、少し厳しめのものが使われております。その区域に今シンボルロードや北幹線が入っていないですね。

○事務局（阿部部長）

そうです。確かに北幹線は市道ではありますが、県道であるアップロードからの延伸で高田インターまでつながる道路なので、確かに重要な路線だという風に思っているのですが、そこは皆さんにもご議論いただきたい点です。シンボルロードも北幹線から祈念公園につながるの、市道なのですがやはり重要だなという認識は担当課としてはあるので

すが、その辺ご議論いただけると助かります。

○平野会長

ありがとうございます。最終的な道路網を考えると、このシンボルロードがまちなかと復興祈念公園を結ぶ重要な道になるんですよ。

○事務局（阿部部長）

まちなかと北幹線とですね。

○平野会長

今の道はどうなるのでしょうか。一本松茶屋のところにつながる道は無くなるのでしょうか。このT字路は最終的には無くなりますか。

○事務局（阿部部長）

ここは残り、姉齒橋に行く、今泉に行く西幹線とぶつかります。

○平野会長

まちなかから道なりにいくと姉齒橋を渡ってしまうんですね。そうするとシンボルロードは結構大事。

○事務局（阿部部長）

このアップルロードから県立高田病院の前を通過して、ずっとインターのほうにつながる。なのでこれは結構重要な路線になると思います。

○平野会長

重要公共施設ではなくて、まずは幹線道路沿道地区に追加をしてはいかがかというところについて、まずご意見をいただききたいと思うんですが。

○事務局（阿部部長）

おそらく交通量は増えると思います。

○平野会長

あまり交通量が増えるとまちなかに来なくなって少し心配な道ではありますけれども。いかがですか。地元の方々はどうな印象なのですか。

○菊池委員

まだ工事をやっている最中なので、イメージが湧かないです。

○平野会長

シンボルロードは立派な道ですので、維持管理もそれなりに大変だと思います。そのときに景観重要道路であるということが、補助金をとりに行くうえでプラスに働くことも多い気がしますので、ぜひこの2本は、景観重要公共施設にもしていただきつつ、幹線道路

沿道地区に編入するというのでいかがでございましょう。

まずは区域図の変更で、幹線道路沿道地区に北幹線とシンボルロードを入れるという形で、決定というより、まずは検討いただくという感じですかね。

○菊池委員

シンボルロードであればある程度完成しているのですが、北幹線はどのような形になるのか。法面が、東側のほうですね。高田町の平場の部分であれば平場ができてある程度予想できるけれども、東側部分がどういう切土で開発宅地ができるのか、その辺も全然イメージがわからないので、ある程度完成した段階で変更してもいいのではないのでしょうか。利用までには2、3年あると思うので。

○平野会長

どうですかね。区域指定は今回してしまってもいい気はするのですけれども。重要公共施設の指定をしてしまうと、整備にあたってこれをちゃんと守っているかという手続きが増えるので、それはあまり本意ではないですよ。これは復興まちづくりでみなさんが一生懸命やってきた成果を将来にちゃんと残していくためのものであって、そういうスタンスからすると、できてから追加して両方やるという手もありますし、民地の規制のほうになる沿道地区の指定は、今からやっておくという手もあるかなという気がします。景観重要公共施設にはしないけれども、沿道地区は想定線に入れてしまう。

ここは、事務局に判断をお任せで良いですかね。審議会としては、将来的に、景観重要公共施設にも、幹線道路沿道地区にも、シンボルロードおよび北幹線が入る方向をご検討くださいというようなお話を投げかけるというくらいの感じでいかがでしょうか。よろしいですか。

○菊池委員

完成した部分から徐々にしていく。

○平野会長

ご検討いただいて、理想的には両方が両方満たす状況。ただし、北幹線については施工中ということですので、幹線道路沿道地区の指定を先がけてやってしまうという手もありますし、やらないという手もある。そこは事務局に市民の状況ですとか工事の状況を見ながら適宜ご判断いただいて、改正に盛り込める部分だけを盛り込んでいただくということを審議会としてお願いしたいと思います。

④その他、景観重要公共施設のほうに戻りたいと思いますが、景観重要公共施設はほかいかがでございましょう。

私のほうからもう1点、高田海岸は景観重要海岸にしませんか。地図には海岸保全区域としてハッチが入っていて保安林区域以外とありますが、リストには海岸名が出てこないのですが。

○事務局（永山係長）

申し訳ございません、資料1、概要資料のほうで訂正がございまして、資料2の60ページをご覧くださいませるか。基本的には、高田海岸も景観重要公共施設に指定することができるものになりますので、こちらについても入れることを協議中です。ですので、資料2のほう为正ということになります。

○平野会長

武藤さん、せっかくですので、祈念公園の景観重要公共施設化についてのご意見を賜ればと思いますがいかがですか。

○武藤委員

祈念公園自体はむしろそうすべきだと思っていますので、そのつもりで平野先生を含め有識者の方々から3年かけて色々なアドバイスをいただいて今に至って工事中というプロセスですから。むしろ気になるのは、国道45号をいれたときに、何が制限をうけて何が制限をうけないかというのを、事前調整は今もなさっていると思いますし、これからもされると思いますが、そういったときにどこまでの改変・改質が実際は許容範囲にあるのかというのをある程度認識しておかないと、市役所も国も県も人が変わります。必ずしも明確な物差しをミリ単位で設けるとするのが得策かどうかというのは微妙ではあるのですが、お互いの意識の中に齟齬が生じないような調整はある程度なさっておくのがよろしいかなと思っています。

○平野会長

61ページに、素案としてこれをもとに協議を始めていると思うのですが、通常管理行為、軽易な行為は注に列挙してあります。2、附属物の更新・復旧で、従前とデザインが変わらないもの、3、非常災害のため必要な応急措置はこれに関係なく管理者がやってくださいという扱いになっていて、それ以上の改変については、デザイン検討の際は、原則としてこの審議会の助言を受けてください、というやり方でいいですか。

○武藤委員

通常やり方です。注1の「通常管理行為」と書いておりますけれど、基本的に我々がやるのは通常管理行為なので、となったときに、はみ出るものが基本的にないのではないかという議論が出てくる可能性があるのでは。

○平野会長

あるとすると、将来的に橋の架け替えなどは引っかかってくるけれども、それ以外のことはほぼ何も縛りが無いという状況になるのではないかと考えています。むしろ、パークウェイなんかで樹木等々が傷んできて大きく景観を改変するような、伐採して植えなおすとか、そういうものがグレーゾーンになるのかなという気がしています。普通に剪定する分には何も問題はないのですが。

○武藤委員

たぶんそういうことなんだと思います。実質的な道路管理者が足枷されるということはないと思っているんですけど、逆に、あるという部分を示しておくべきだと、いま仰った大規模修繕や大きな改質・改変を伴うものは、たとえば橋の架け替えとかボックス駆るバートの更新とか、そういったものを想定していますという会話をして、意識させておく。私はそこが落としどころだと思いますので、私が言いたいのは、許容される部分の大きさではなくて、制限される部分はゼロではないですと、そういった部分です。

○平野会長

確かにそうですね。許容されるのはほとんど全ての世界になるので、逆にどんな改変の場合に市としては景観重要公共施設の大きな改変になるので審議会と議論しながらやりましょうということになるのか、それを整理いただいたほうが、管理者協議はスムーズだろうというご助言だと思います。その通りだと思いますので、条文にするのは除外規定になると思うんですけども、交渉や協議に際しては、念頭おいている改変行為というものを書いていただいたメモを持って行って、協議簿を交わす中で示しておいて、景観計画上ではこういう書き方にするというやり方をなさんとスムーズに協議が進むと思います。ありがとうございます。他、ございますでしょうか。

○箱石委員

1つ質問なのですが、景観重要公共施設というのは、特に公園の話になりますが、その中に整備される建物も基準とか、規制になるのですか。建物はまた別ですか。

○事務局（永山係長）

基本的には公園施設として整備される建物なので、該当すると思っておりますが、今、祈念公園ですとトイレとかそういった施設があり、今、設計中だと思いますけれど、例えばそういった今回の復興事業でやるものは、実際計画を有識者の先生を含めてやっているもので、あまりそれにかかるつもりはないです。今後は、10年後、20年後にトイレ等の

施設が改修になったときは、こういったものは市の景観審議会にデザイン案を上げていただきたいという風に思っています。

○平野会長

私のほうからもう1点よろしいですか。景観重要公共施設は、メインは社会基盤施設ですよね。たとえば将来的に、随分先になると思いますが、市庁舎を建て替えることもあると思いますが、いわゆる公共建築は景観重要公共施設に入らないですよね。枠組み上は。確か景観法の中では、公共施設といいながら、社会基盤施設、土木事業であって、建築系は入らなかったと思いますが、本来的にはこういう道路ですとか、河川ですとか、公園等々をお願いするのであれば、公共建築も同様の枠組みで、景観審議会にこのデザインでよろしいかというような話をかけていただくというのが良いのかなと思っています。平泉町の景観計画の場合は、条例の中に、景観重要公共施設の法的なもの以外に、公共建築物も含めてデザイン会議にしてくださいという話にしてあったかと思っていますので、その運用、要は他事業者、国や県にこういうお願いをする以上、市に関しては市の道路ももちろんのことですが、市の公共建築も含めてちゃんと我々も景観のことを考えてやっていきますよという姿勢を見せることが大事だと思いますので、これは条例に盛り込めば済む話だと思いますので、ご検討いただければと思います。

○事務局（阿部部長）

平泉も含めて検討させてください。

○事務局（平野会長）

今回皆さんで頑張って作っておられる公共建築も含めてですね、社会基盤施設だけでなく、同様にみんなで景観のことを考えながら決めていきたいと思いますという体制にしていただければと思います。

他にございますか。景観重要公共施設は相手様があることと、先程、申し上げましたように公園も絶賛工事中でございまして、出来上がったものを、今の状態できちんと保全し、改変する場合は陸前高田の景観として相応しいかどうかということを変更する際のチェックだと思っていますので、今回、出来上がるものをチェックする気はさらさらないといえますか、そういう性格のものではないと思っていますので、タイミングですね。公園に関しても竣工後のほうがいいのか、最初から指定するけれども、とするのか。

○事務局（永山係長）

今のところ、後者といいますか、同意が得られれば指定はしてしまっ、適用除外として着手していればよしというような形を想定しています。

○平野会長

指定はきちんとしておいて、ただ主旨からいって、出来上がったものを担当者が変わってもどうなっても保全していこうというスタンスが適切かと思imasるので、それこそ協議の中でそういうことを示していただきながら、指定はするけれども今動いている案件については適用除外という形でよろしいかと思imas。

景観重要公共施設については、こういう形で進めてください。なるべく指定できるものは指定する、ただ協議先がある話ですので、協議を進めていただくと。その協議の中で指定して今事業が動いているケースはそれを適用除外にする等々も含めて進めていただく。主旨はあくまでも今回の復興まちづくりで出来上がった姿を担当者が変わっても何があっても陸前高田の景観として今後きちんとしていくというスタンスで景観計画自体が作られておりますので、その主旨に準じて協議を進めていただければと思imas。

一通り、①から④まで変更点等の議論をさせていただきましたけれども、その他、今まで景観計画が動きはじめまして、何かご要望やご感想があればそれぞれお聞かせいただきたいのですが。全般ですね、今回の4点に限らず全般についてお聞かせいただければと思imasが。

○浅沼委員

今のところ特にございませぬ。順調に進んでいるのかなと思imas。

○平野会長

不満も聞きませぬか。なんでこんなことを決めたんだというような話も聞きませぬか。

○浅沼委員

それもないですな。

○伊東委員

私も特に何か意見を市民から言われたりということは無いですけれども、自分がまだ内容がわかってないところもあるので、勉強したいと思imas。

○菊池委員

特に私も無いですけれども、いずれ、高田のまちも今泉もまだこれからなものですから、姿・形がみえた段階で、途中で総括しながら進めていく必要が出てくるのかなと思imas。全体像が見えていないというところもありますので、途中途中でチェックしながらという形が大事だと思imas。

○箱石委員

景観地区の認定の手続きのときに平野先生が仰っていた設計者さん向けや事務所向けの

説明会ですね、そのときにやっぱり経過措置の関係はなかなか分かりづらくて混乱が出ますので、なるべくわかりやすく、資料もそうですけれども、経過措置の取り方をわかりやすいやり方で整理していただければと思います。

○武藤委員

2つありまして、1つはどれほど罰則規定を厳格にやっていこうとするのかというのはいつも考えていかなければいけないような気がします。その上で2つめは、高田松原を含めた陸前高田地域というのは、震災復興の中で、数十年後のことを考えて景観に最も配慮することを目標としてみんなで考えてやっている場所なんですよということを、知らない方が初めて知るときに自然にそういったことが目につき、意識の中に入ってくるような、そういった日常からの見え方と聞こえ方をしていくのがすごく大事なんだと思います。ですから、できたあとがスタートラインというのは、それは厳格ではあるのですが、これから作ろうとしてその間にできてしまうみたいな方も、そういう場所なんだということが意識の中に入って、いろんなマインドが働くような、そういった広報のしかたが大事なような気がしますね。以上でございます。

○平野会長

武藤さんの発言で思い出したのですが、罰則等を適用する場合、審議会にかけますか。純粹に行政判断ですか。

○事務局（永山係長）

かけることになります。

○平野会長

まず審議会の意見を聞いてという流れになりますか。

○事務局（永山係長）

はい。

○三宅委員

今、基準のところを見ているのですが、今泉中心地区の屋根形状の「和風の屋根形状」は判断が難しいものになります。業者さん、メーカーさんからすれば、切妻でしょという話になるのですが、それだとうどんでも和風じゃないでしょというものも普通に出てきたりしますので、これが結構判断が難しくなります。よく言うのは、ちょっとケラバを出してもらっただけでも変わるよという話をしたりとかですね、背が高い場合は下屋があるだけでも変わるよというものもあるのですが、だったら最初から作ってよという話も出てきたりするので、和風というところの難しさをどう市役所の中で共有できるの

かというのがこれから大切になってくるのかなと思います。

もう1点、景観計画の中ではないですけども、景観の部署ではなくて別の部署なのかなという気もするのですが、これからいろいろな高田の公共建築物、あるいは公園で何かを作っていく時に、どこかに気仙大工の技術を少しずつでも入れられるようなことがあるといいなと思いますが、東屋のときにちょっと組み方で入れてもらおうとか、そういうことをしていかないと、技術そのものを、本来であればこういう機会に継承されていくべきだったのですが、そういうことは考えられなかったので、かろうじて残っている方がいらっしゃると思いますので、それを発揮できる場を提供していくというのも行政としては大事なのかなと思います。どこの部署かわからないのですが、ぜひ機会があればお伝えいただければと思います。

○平野委員

景観というのは出来上がった表面的な見た目よりも、そういう景観をつくる原動力がすごく大事で、気仙大工の方の技が析出するような見た目が出来上がらなくなる。なので作り上げていく原動力のほうをどう保全していくかというのが、文化的景観という考え方が最近言われていますが、原動力のほうをきちんと保全していくことが大事だと思います。直接景観の担当部署というわけではないのですが、市役所内部でご検討いただければと思います。

○三浦委員

私も特に計画自体はないのですが、勉強不足でわからないところがあるので、この先も何かあると思いますので、その時に備えて勉強しておかないといけないかなと思ったのと、図面だけ見ても、将来的にどうなっているのか、私もあまり地図を見るのが得意でないので、なかなかイメージしづらいところがあるので、その辺を気を付けながら市内をまわってみたいという風には思っています。

○平野会長

ぜひ、地元の委員の方々はですね、景観計画で規制するというのは変な景観が発生しないようにすることしかできません。一番大事な景観づくりは、特に今泉に期待しているのですが、これから建てようとするときに、規制から考えて切るのではなくて、みんなで、協議会でどんなまちなみにしていこうという議論を深めていただいて、その中でこういうまちなみになるといいねという、再建される方々のポジティブな気持ちをすごく大事にしてください、そちらを盛り上げるほうがまちづくりとしては大事です。景観審議会では駄目なものを駄目ということしかできなくて、良いものを頑張って作りましょうというこ

とはできません。それができるのは、唯一建主の方々なので、ぜひ建主の方々を応援するようなムードを地元委員の方々には作っていただけたらと思いますし、市役所のほうもそれを意識して、とくに今泉地区の協議会を盛り上げていただけたらと思います。

一通り議論できましたが、基本、今日、項目ごとに宿題はお願いしましたが、改正等の方向、改正等と申し上げたのは屋外広告物条例は改正でなく制定ですので、改正等の方向性について、基本的にはいくつかの宿題以外、宿題も配慮事項等々の話だったと思いますので、この方向で改正等を進めていくということでご異議はございませんか。いかがでしょう。

(異議なしの声)

では異議なしと認めます。いくつかの宿題はぜひ取り組んで頂くことにして、この方向で改正等を進めていただければと思います。それを審議会の結論としたいと思います。

12月21日、22日に説明会が行われます。今日議論した修正が間に合わなければこのままでも構わないと思いますが、ぜひ丁寧な説明をお願いします。また、1月8日からパブリックコメントをかけるということ、今日、示していただいた資料をもとにパブリックコメントということによろしいですね。

(異議なしの声)

では、その通り改定を進めていただければと思います。

議事3の(2)、その他はございますか。なければ、議事は終了ですので、私の進行を終了して、進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

(4) その他

○事務局（阿部部長）

平野会長、ありがとうございました。先程の気仙大工の件につきましては、議会などでもその重要性についての質問や意見がございまして、今度高田駅のとなりにアムウェイが隈研吾さんの設計でコミュニティハウスをつくるのですが、気仙大工の技をということで仰っていただいておりますし、新しく職業訓練校の再建も議論されていて、技術の継承が大事ということで、質問がありますし、市からの答弁としてもそのようなことになっております。お知らせをしておきます。

景観計画を制定して、他の自治体を歩くと看板が目について、やっておいて良かったなと思うことがございます。引き続き、いい景観に向けて努力をしてみたいと思います。

次回の景観審議会の日程について説明させていただきます。今回は、パブコメが終わっ

た1月23日の13時半に予定してございますので、改めてご案内は差し上げますが、日程を開けていただければ幸いです。

こちらで準備しているものは以上でございますが、皆様から、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「特になし」の声)

(5) 閉会

○事務局（阿部部長）

それでは、長時間大変ありがとうございました。以上をもちまして、平成30年度第3回陸前高田市景観審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後4時36分 散会